

長野市における 「児童生徒の健全育成に関する協定」

Q) 協定の目的は何ですか？

▶ **問題を抱える児童生徒に係る支援体制の充実強化**を図ります。

- ① 問題行動に関する支援機関・相談先の認知度を上げる。
- ② 支援につながるまでの時間の短縮、負担の軽減を図る。
- ③ 支援機関につながることへの心理的ハードルを下げる。
- ④ 複合的な問題に対し、専門性の異なる複数の機関が連携して、重層的な支援を実施する。

Q) 誰が支援を受けられますか？

- ▶ **長野市立学校、信州大学教育学部附属学校**
- ▶ **上記学校に在籍する児童生徒と、その保護者**

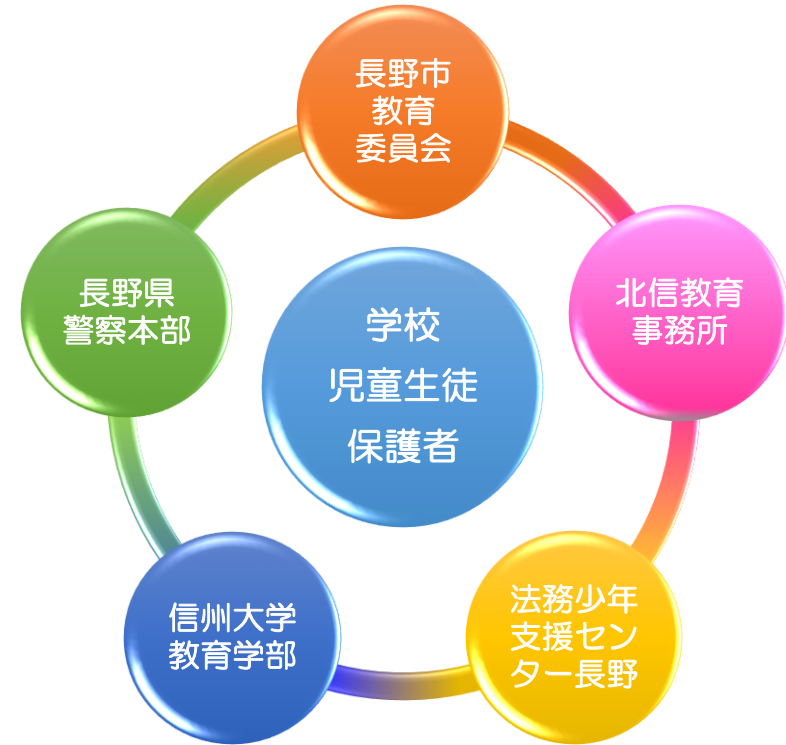
※この枠組みに入らない学校や児童生徒についても、ニーズに応じて協定に準じた支援を実施することができます。

Q) どんなことについて相談できますか？

- ▶ 学校や家庭での暴力・暴言、金品持ち出し、万引き、オンラインでの課金、ゲーム依存、SNS上のトラブル、援助交際・パパ活、無断外泊・家出、いじめ、性加害など

Q) どんな支援が受けられますか？

- たとえば、
- ▶ 問題行動のアセスメント（要因の分析と、支援方針の提示）
 - ▶ 支援方針の検討（支援会議、関係者会議等への参加）
 - ▶ 児童生徒や保護者に対する心理的支援（個別面接など）
 - ▶ 児童生徒に対する心理教育（アンガーマネジメント、問題行動別のワークブックを使用した教育など）
 - ▶ 立ち直り支援活動（少年サポートセンター等による）
 - ▶ 関係機関によるケース検討会の実施



支援の流れ

【相談依頼】

- 法務少年支援センター長野へ（電話・メール）
- 相談内容確認

【相談受理】

- 初回相談の日程や場所の調整（電話・メール）

【初回相談】

- 支援の方法、進め方などを検討

【各種支援】

- ※児童生徒等に直接支援を行う場合は、同意書を作成

児童生徒の健全育成に関する協定

長野市教育委員会（以下「甲」という。）、北信教育事務所（以下「乙」という。）、信州大学教育学部（以下「丙」という。）、長野県警察（以下「丁」という。）及び法務少年支援センター長野（以下「戊」という。）は、児童生徒の健全育成に向けた支援に係る相互の連携を強化するため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙、丁及び戊が相互の情報、知識、経験、人材などの交流及び活用を図り、緊密な連携を行うことにより、児童生徒の健全育成や問題行動の未然防止・再発防止に係る支援の一層の推進を図ることを目的とする。

（本協定の対象）

第2条 この協定の対象は、長野市立学校及び信州大学教育学部附属学校（この協定において「学校」と言う。）と、同学校に在籍する児童生徒及びその保護者とする。ただし、本協定の枠組みに入らない学校及び児童生徒等について、本協定の趣旨を理解し、本協定に準ずる支援を求めたい場合にあっては、戊に対して援助を求めることができる。

（連携・協力の内容）

第3条 甲、乙、丙、丁及び戊は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

- 1 甲、乙及び学校は、健全育成に係る支援を要する児童生徒（以下「対象生徒等」という。）の支援等に関し、戊の心理学的所見等専門的な知識、経験等に基づく助言を必要とするときは、当該対象生徒等とその保護者の同意を得た上で、甲、乙及び学校等が保有する対象生徒等の情報を戊に提供し、協力を求めることができるものとする。
- 2 戊は、前号の協力依頼を受けたときは、専門的知識に基づいて問題行動の要因等を分析し、甲、乙及び学校に対し、その結果のフィードバックや対応に係る提案を行うなどの協力を行うものとする。
- 3 甲、乙、丙、丁、戊及び学校は、前2号のほか、対象生徒等に対するそれぞれの所見等から、協力して支援を行うことが適当と認めるときは、当該対象生徒等とその保護者の同意を得た上で、対象生徒等に係る情報の共有や各種支援の実施など、相互に協力を求めることができるものとする。
- 4 丙は、前3号に関して、ケース検討会議等において専門的、学術的な知見から助言を行うものとする。丙の協力に関する連絡調整は、戊が行う。
- 5 甲、乙、丙、丁、戊及び学校は、第1条の目的を達成するため、相互に有益な共同事業及び連携体制の整備に関する以下に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 連携・協力体制をより充実させることを目的とする研修会、協議会等の企画・運営
- (2) 職務遂行能力の向上等を目的とした研修会、勉強会等の企画・運営
- (3) 青少年の健全育成に係る支援の質の向上等を目的とした研究活動及び教材等の開発

(秘密の保持)

第4条 甲、乙、丙、丁、戊及び学校は、この協定の実施に当たって知り得た情報について、対象生徒、保護者及び情報提供元機関の同意を得ないで第三者に開示し、若しくは漏えいし、又は第1条の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲、乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

2 本協定に基づいて支援を受けることに関する同意書の様式を、別紙のとおり定める。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊それぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年5月1日

甲 長野市教育委員会

教 育 長

乙 北信教育事務所

所 長

丙 信州大学教育学部

学 部 長

丁 長野県警察

警察本部生活安全部長

戊 法務少年支援センター長野（長野少年鑑別所）

所 長